

## 重要事項説明書 通所介護はあとふるプラス（通所介護用）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年八尾市条例第 57 号）」に基づき、指定通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人はあとふる
代表者氏名	理事長 島田 永和
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府八尾市美園町二丁目 18 番 1 電話：072-999-0725・ファックス番号：072-923-0180
法人設立年月日	昭和 26 年 7 月 16 日

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	通所介護はあとふるプラス
介護保険指定 事業所番号	2775505692
事業所所在地	大阪府八尾市宮町六丁目 6 番 16 号
連絡先 相談担当者名	(電話：072-920-7216・ファックス番号：072-920-7256) (相談担当者：宗野 拓)
事業所の通常の 事業の実施地域	八尾市の一部、東大阪市の一部、大阪市平野区の一部の区域とします。 (詳細は別紙参照)
利用定員	35 名

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この事業は、要介護状態になった場合においても利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営めるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を行うことを目的とします。また、あなたの家族の身体的、精神的負担の軽減をはかります。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の生活スタイル・価値観を尊重した生活の場を提供いたします。</li><li>2. 愛情のこもったケアリングを通じて健康のレベルの維持・向上に努めます。</li><li>3. 利用者の役割の発掘・可能性を見出し、利用者の成長を促します。</li><li>4. 地域の人々と交流を図り、利用者相互の人間関係の確立を支援します。</li></ol>

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日とします。 〔年末年始（12月31日～1月3日）については、休業日とします。〕
営業時間	午前8時45分から午後6時までとします。

## (4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日とします。 〔年末年始（12月31日～1月3日）については、休業日とします。〕
サービス提供時間	午前9時から午後5時までとします。

## (5) 事業所の職員体制

管理者	黒田 弥彦
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> <li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>4 利用者へ通所介護計画を交付します。</li> <li>5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。</li> </ol>	常勤 1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li> <li>2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>	1名以上
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</li> <li>2 利用者の静養のための必要な措置を行います。</li> <li>3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li> </ol>	2名以上
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</li> </ol>	5名以上
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。</li> </ol>	2名以上

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。</li> <li>2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</li> <li>3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します</li> <li>4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>

利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、お粥等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他特別なサービス	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能
（利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。）	個別機能訓練	訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。
	口腔機能向上注）1	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。（原則として利用開始から3か月以内まで）
	若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

注）1 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向

上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供時間帯		要介護度	介護報酬額	ご利用負担額		
				1割	2割	3割
通常規模型通所介護	3時間以上 4時間未満	要介護1	3,866円	387円	774円	1,160円
		要介護2	4,420円	442円	884円	1,326円
		要介護3	5,005円	501円	1,001円	1,502円
		要介護4	5,569円	557円	1,114円	1,671円
		要介護5	6,144円	615円	1,229円	1,844円
	4時間以上 5時間未満	要介護1	4,054円	406円	811円	1,217円
		要介護2	4,639円	464円	928円	1,392円
		要介護3	5,245円	525円	1,049円	1,574円
		要介護4	5,852円	586円	1,171円	1,756円
		要介護5	6,447円	645円	1,290円	1,935円
	5時間以上 6時間未満	要介護1	5,956円	596円	1,192円	1,787円
		要介護2	7,032円	704円	1,407円	2,110円
		要介護3	8,119円	812円	1,624円	2,436円
		要介護4	9,196円	920円	1,840円	2,759円
		要介護5	10,282円	1,029円	2,057円	3,085円
	6時間以上 7時間未満	要介護1	6,102円	611円	1,221円	1,831円
		要介護2	7,200円	720円	1,440円	2,160円
		要介護3	8,318円	832円	1,664円	2,496円
		要介護4	9,415円	942円	1,883円	2,825円
		要介護5	10,533円	1,054円	2,107円	3,160円
	7時間以上 8時間未満	要介護1	6,876円	688円	1,376円	2,063円
		要介護2	8,119円	812円	1,624円	2,436円
		要介護3	9,405円	941円	1,881円	2,822円
		要介護4	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
		要介護5	11,996円	1,200円	2,400円	3,599円
8時間以上 9時間未満	要介護1	6,991円	700円	1,399円	2,098円	
	要介護2	8,265円	827円	1,653円	2,480円	
	要介護3	9,561円	957円	1,913円	2,869円	
	要介護4	10,878円	1,088円	2,176円	3,264円	
	要介護5	12,205円	1,221円	2,441円	3,622円	

加算名称	介護報酬額	ご利用者負担額		算定回数等
入浴介助加算（Ⅰ）	418 円	1 割	42 円	入浴介助を実施した日数
		2 割	84 円	
		3 割	126 円	
中重度者ケア体制加算	470 円	1 割	47 円	1 日につき
		2 割	94 円	
		3 割	141 円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）口	794 円	1 割	80 円	機能訓練を実施し、2 名以上の機能訓練指導員を配置した場合
		2 割	159 円	
		3 割	239 円	
個別機能訓練加算（Ⅱ） （1 月につき）	209 円	1 割	21 円	加算（Ⅰ）口を満たし、厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合
		2 割	42 円	
		3 割	63 円	
ADL 維持等加算（Ⅰ）	313 円	1 割	32 円	1 月につき
		2 割	63 円	
		3 割	94 円	
ADL 維持等加算（Ⅱ）	627 円	1 割	63 円	1 月につき
		2 割	126 円	
		3 割	189 円	
科学的介護推進体制加算	418 円	1 割	42 円	基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用した場合 1 月につき
		2 割	84 円	
		3 割	126 円	
送迎を行わない場合の減算	-491 円	1 割	-50 円	送迎行わない回数
		2 割	-99 円	
		3 割	-148 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	229 円	1 割	23 円	介護職員のうち介護福祉士が勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上配置
		2 割	46 円	
		3 割	69 円	
若年性認知症利用者受入加算	627 円	1 割	63 円	サービス提供日数
		2 割	126 円	
		3 割	189 円	
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1,567 円	1 割	157 円	3 月以内の期間に限り月 2 回を限度
		2 割	314 円	
		3 割	471 円	

加算名称	加算の割合	算定回数等
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の-1/100の減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合の減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数の-1/100の減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合の減算
介護職員処遇改善加算（I）口	所定単位数の12.0%を負担割合に応じて加算	介護サービス事業所における職員の職場環境改善や処遇等の改善を実施し、生産性向上、協働化に取り組んだ場合 1月につき

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなった場合には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮する場合には、通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた利用料となります。

※利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

※8時間以上9時間未満のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合は、延長加算として通算時間が9時間以上10時間までは50単位、10時間以上11時間までは100単位、11時間以上12時間までは150単位、12時間以上13時間までは200単位、13時間以上14時間までは250単位が加算されます。

※月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記基本単位数に係る翌月（又は翌翌月）については、上記基本単位の70/100となります。

※当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日につき94単位を上記所定単位数より減算します。

「同一建物」とは、指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物をいいます。

※居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を減算します。

※感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも100分の5以上減少している場合、3月以内に限り1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を加算します。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

#### 4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日 17 時前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前日 17 時以降もしくはご連絡の無い場合	キャンセル料として、750 円を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事の提供に要する費用	750 円（1 食当り 食材料費及び調理コスト）運営規程の定めに基づくもの	
④ おむつ代	157 円（パンツ式M）・178 円（パンツ式L） 135 円（テープ止めM）・157 円（テープ止L） 63 円（フラット）・31 円（尿取りパット） （1 枚当り）運営規程の定めに基づくもの	
⑤ 日用品費	100 円（入浴有：石鹸・シャンプー・ボディーシャンプー等の費用） 50 円（入浴無：お手拭き等の費用） 運営規程の定めに基づくもの	
⑥ 教養娯楽費	100 円：1 日 1 回実施 150 円：1 日 2 回実施 （レクリエーション等で使用する折り紙、色画用紙、ビーズ、プラスチック板、紙粘土等の費用） * 但し、実施者に限る運営規程の定めに基づくもの	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日から利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 28 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）利用者指定口座からの自動振替</p> <p>（イ）現金支払い</p> <p>（ウ）事業者指定口座への振り込み</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利

用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。

信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

## 7 利用日の中止・変更・追加

(1) 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

(2) 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、4—①項に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(3) 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護福祉士 宗野 拓
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 苦情解決体制を整備しています。

(6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(7) 介護相談員を受け入れます。

- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
---------------------------------	---

## ② 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

### 1 1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

### 1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任（身体・財物）、管理財物、人格権侵害、事故対応費用等

### 1 3 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等

を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 1 4 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」・「機能訓練計画」・「口腔機能改善計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 1 5 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとします。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 1 6 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（事務職 黒田 弥彦）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 9月・3月）

#### 1 7 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 18 指定通所介護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定通所介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	提供時間帯	サービス内容						介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
		個別機能訓練	栄養改善	口腔機能向上	送迎	食事提供	入浴			
	～					保健適用外		円	円	
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額								円	円	

(2) その他の費用

① キャンセル料	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。
② 食事の提供に要する費用	重要事項説明書 4-③記載のとおりです。
③ おむつ代	重要事項説明書 4-④記載のとおりです。
④ 日用品費	重要事項説明書 4-④記載のとおりです。
⑤ 教養娯楽費	重要事項説明書 4-⑤記載のとおりです。

(3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

## 19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○詳細把握のため、必要に応じ聞き取り訪問の実施を行います。

○管理者とともに状況検討を行い、対応を決定・実施します。

○匿名の苦情への対応のため、事業所内に意見箱を設置し、掲示にて対応結果報告します。

○等事業書において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協議により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処します。

## (2) 苦情申立の窓口

<b>【当事業所】</b> お客様相談窓口	窓口責任者 介護福祉士 宗野 拓 所在地 大阪府八尾市宮町六丁目6番16号 ご利用時間 8:45~17:00 ご利用方法 電 話：072-920-7216 苦情箱：当事業所1階に設置
<b>【市町村の窓口】</b> (八尾市在住の方) 八尾市地域福祉部 高齢介護課	所在地 大阪府八尾市本町1丁目1番1号 電話番号 072-924-9360 ファックス番号 072-924-1005 受付時間 平日 午前9時~午後5時
<b>【市町村の窓口】</b> (東大阪市在住の方) 東大阪市福祉部高齢介護室 高齢介護課	所在地 大阪府東大阪市荒本北1丁目1番1号 電話番号 06-4309-3185 ファックス番号 06-4309-3848 受付時間 平日 午前9時~午後5時30分
<b>【市町村の窓口】</b> (大阪市在住の方) 大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課	所在地 大阪市北区中之島1丁目3番20号 電話番号 06-6208-8028 ファックス番号 06-6201-5175 受付時間 平日 午前9時~午後5時30分
<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 大阪府中央区常盤1-3-8 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 平日 午前9時~午後5時

【公的団体の窓口】 大阪府健康福祉部 高齢介護室介護事業者課	所在地 大阪市中央区大手前 2 丁目 1-22 電話番号 06-6944-7099 ファックス番号 06-6944-7090 受付時間 平日 午前 9 時～午後 6 時
--------------------------------------	---

## 20 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2. なし		

## 21 重要事項説明の年月日 第三者による評価の実施状況

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年八尾市条例第 57 号）」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府八尾市宮町六丁目 6 番 16 号
	法人名	医療法人はあとふる
	代表者名	島田 永和
	事業所名	通所介護はあとふるプラス
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代筆人 続柄 ( )

代筆者 ・ 代理人	住所	
	氏名	